

本分科会の検討対象の範囲

放射性物質(N)、病原体(B)及び化学物質(C)の漏洩、拡散、流出及び散布の事故等(過失及び故意)に伴う、原因物質の有害性又は有毒性に起因した被害の軽減のための消防の現場活動、安全管理、部隊編成等の諸活動を本分科会での検討対象とする。

- 火災・爆発(発生危険性を含む。)
 - 工場、研究施設、病院など事業所の火災・爆発
 - 危険物施設等の火災・爆発
 - 交通機関(航空機、自動車等)の火災・爆発 等

既存の火災対応マニュアルにより対処

- N災害(過失・故意)
 - 原子力施設での事故
 - 輸送中の漏洩、流出事故 等

N災害等に関する消防活動分科会での検討結果に基づき検討

- B・C災害(過失・故意)
 - 関係施設での漏洩・流出事故
 - 輸送中の漏洩、流出事故
 - テロによる拡散、散布 等

検討対象

※1 新型インフルエンザ等感染症の発生に対しては、防疫として対処(原則として分科会での検討の対象外だが、原因が判明するまでの初動時は事実上対応を行う場合がある。)

※2 省令等に基づく現行制度等は、本分科会での検討の対象外とする。

※3 他機関との連携活動に関しては、消防の任務・役割のあり方を検討対象とする。